

工事の総合評価方式における留意点について

【建設系】

(平成25年度版)

平成25年4月
沖縄総合事務局
開発建設部

はじめに

沖縄総合事務局、開発建設部(建設系)における総合評価方式の導入については、平成17年4月1日の「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の施行を受け、同年9月30日に国土交通省において、品質確保促進ガイドラインが作成されたことに伴い、当局として同年10月に「総合評価方式の運用(案)」(開発建設部版)を作成し、本格的に導入を図っている。

初年度(平成17)の導入率は、11.2%であったが、平成19年度以降、ほぼすべての工事を一般競争入札総合評価方式で実施しているところである。

また、その間、ダンピング受注の多発等があり、その対策として、平成18年12月には、国土交通省において「緊急公共工事品質確保対策」が打ち出され、当局においても施工体制確認型や特別重点調査の導入を行い、低価格入札対策の強化を図ってきたところであり、平成20年度以降ほぼすべての工事に施工体制確認型を適用している状況にある。

平成21年度

「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」で工事特性をふまえた課題設定やタイプに応じた評価のあり方についての改善案が取りまとめられたことから、従来の簡易(、)型、標準型を簡易型、標準(、)型にタイプを見直したことで、これらが主に金額によるタイプ選定であったものを技術的難易度に基づくタイプ選定に変えた。

平成22年度

総合評価方式の審査・評価方法や評価結果の透明性、客観性の確保等に向けての検討が行われ「総合評価落札方式の改善に関する取り組み方針(案)について」(平成22年3月29日付け国官技第360号)として標準案が提示され、その方針に基づきタイプ毎の配点割合や指定課題数及び工事成績、表彰の運用年数等の全国統一を図った。

平成23年度

オーバースペック対策、総合評価項目に災害協定締結や基幹技能者の活用、施工体制評価点算出方法の変更等を行った。

平成24年度

災害協定締結機関の拡大、継続教育(CPD)の評価期間の拡大、段階選抜方式の本格導入、総合評価方式の理念に基づいた客観的な総合評価項目の見直し等を行った。

平成25年度

平成24年度2月に開催された「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」において「総合評価方式の改善方針」が示され国交省ではその方針に則り総合評価落札方式の改善を図ることとした。

当局においても平成24年度より一部工事で試行を行っているところであるが、平成25年度より本格を導入を行う。

〔総合評価落札方式の改善の方針〕

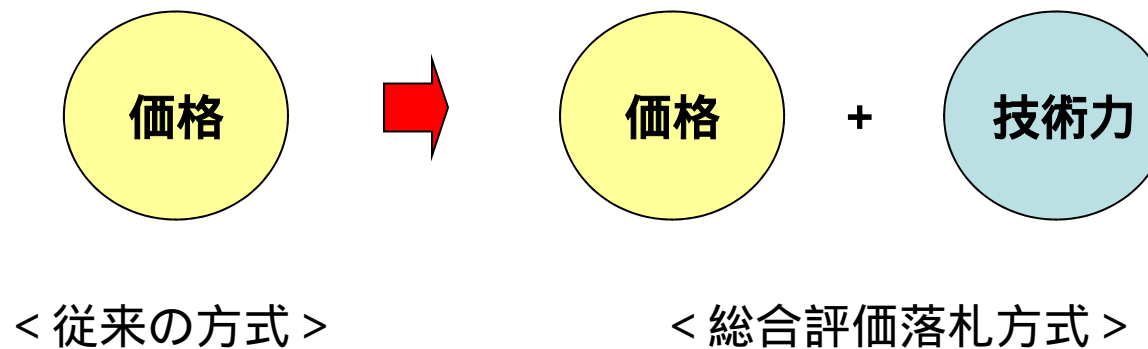
- 施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- 施工能力の評価は大幅に簡素化
- 技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- 評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

目次

1. 総合評価方式の概要
2. 総合評価落札方式の種類及び評価方法
3. 配置予定技術者のヒアリング評価基準
4. 施工能力評価型総合評価落札方式のタイプ選定フロー
5. 総合評価方式の手続き
6. タイプ毎の評価項目及び標準配点等
7. オーバースペック対策について
8. 「近隣地域での施工実績」における証明書等の簡素化について
9. 施工体制確認について
10. 評価結果の通知等について

総合評価落札方式とは？

「総合評価落札方式」とは、応札価格と価格以外の要素(技術力)を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とするにより、「価格」と「技術力」が総合的に優れた施工者を選定する方式のことである。



落札者の決定方法

落札者の決定は、以下の条件を満たした者のうち、次の評価値算定式により算出された評価値の最も高い者を落札者とする。なお、条件を満たした者のうち、評価値の最大の者が2者以上あるときは、該当者のくじにより落札者を決定する。

条件 ・ 入札価格 予定価格 ・ 競争参加資格を満たすこと ・ 評価値 基準評価値

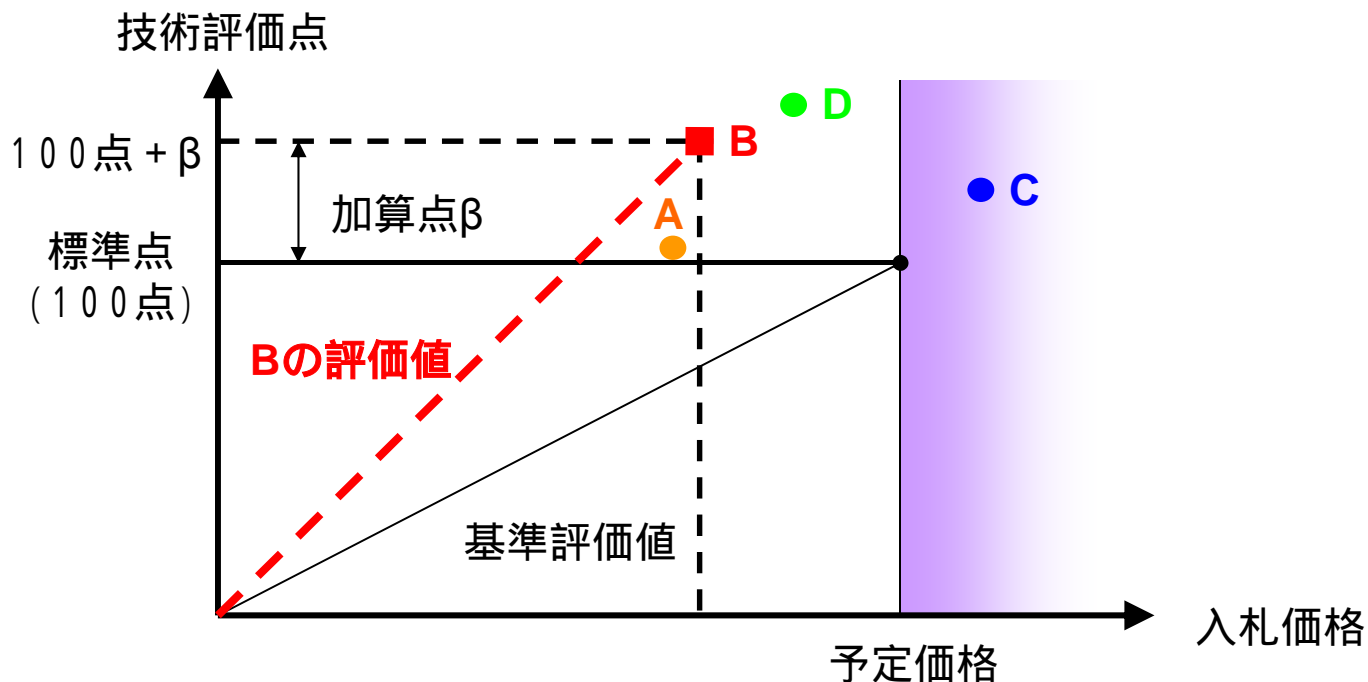
評価値の算定式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

用語の定義

- ・ 評価値：総合評価方式の場合の落札者を決定するための数値であり、技術評価点を入札価格で除した数値を“評価値”という。
- ・ 技術評価点：工事目的物の性能等の評価点数であり、標準点(100点)に加算点を加えた点“技術評価点”(技術評価点 = 標準点 + 加算点)という。
なお、施工体制確認型の場合は、技術評価点 = 標準点 + 施工体制評価点 + 加算点となる。
- ・ 標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する。
- ・ 加算点：得点の合計を“加算点”という。
- ・ 施工体制評価点：施工体制確認型を付して行う場合、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。
品質確保の体制を審査要素として加味する。最大30点。(内訳、品質確保の実効性：15点、施工体制確保の確実性：15点)
- ・ 基準評価点：標準点(100点)を予定価格で除した数値を“基準評価値”という。

総合評価落札方式の評価値算出のイメージ



入札価格が最も低いものは、A社。しかし、評価値が最も高いのは、B社。よって、最も評価値の高いB社が落札者となる。

〈評価値及び落札者の決定例〉

(入札参加者10社、予定価格=2.0(億円)、基準評価値=50.000の例)

	標準値	施工体制 評価型	技術提案	施工能力等 +地域	加算点 (a)	入札価格 (億円) (b)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
A	100	10	10	16	136	1.7	80.0000	3位
B	100	30	10	16	156	1.8	86.6666	1位(落札者)
C	100	-	10	12	-	2.3	-	予定価格超過
D	100	30	10	20	160	1.9	84.2105	2位

工事技術的難易度評価の手順

工事技術的難易度評価の評価は次の手順により行うものとする。

手順 小項目の評価

各小項目の評価は、小項目の評価方法に基づき各A、B、Cで行う。

手順 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 の小項目ごとの評価結果から「大項目判断基準」に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行う。

工事技術的難易度評価表

入札契約方式			
工事名			契約金額(予定額)
負担行為件名コード			工期(予定)
請負業者名			CORINS登録番号
評価項目		評価内容	
大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業用道路・ヤード	
		④気象・海象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別配慮事項		—	
工事区分		技術的難易度評価	
		「易、やや難、難」評価	

【小項目の評価方法】
以下の3ランクの評価を行う。
A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

大項目判断基準	
大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対する各小項目にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。
C	対象大項目に対する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順 工事の技術的難易度の判定

工事の難易度評価判定は、大項目の評価結果から、「易、やや難、難」の判定基準により、当該工事の「易、やや難、難」を判定し、

工事難易度の判定

「工事区分別工事難易度対応表」より工事区分にあてはめて工事難易度を求める。

工事区分：舗装で難の場合、

工事区分別工事難易度対応表

事業分類	工事区分	工事難易度			「易、やや難、難」判定基準			
		I	II	III				
河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難	「易、やや難、難」の判定	大項目評価	大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が4個以上ある。 大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判断してもよい。	
	樋門・樋管、水路トンネル（推進工法）、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難				
	堰・水門、水路トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法）			易				
海岸	海岸堤防、海岸護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難	難	大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判断してもよい。		
	突堤・離岸堤		易	やや難				
砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難	やや難	大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下である。		
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難				
ダム	維持管理	易	やや難	難	易	大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。		
	転流トンネル			易			やや難	難
	堤体工						易	やや難
道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シールド、維持管理	易	やや難	難	易	大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。		
	共同溝（推進工法、開削工法）、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難			難	
	トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法）、共同溝（シールド工法）			易			やや難	難
	トンネル（沈理工法）						易	やや難
公園		易	やや難	難				

2 . 総合評価落札方式の種類及び評価方法

総合評価タイプ(評価方法)

発注方式	施工能力評価型 (型)	施工能力評価型 (型)	施工計画重視型 チャレンジ型	技術提案評価型 (S型)	WTO技術提案評 価型(S型)
適用工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事		・施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る必要のある工事	
技術力の評価方法 (総合評価の 評価項目)	・ 企業 の能力 ・ 地域精通度 ・ 技術者の能力 で評価する。 <u>(施工計画は求め ない)</u>	・ 企業 の能力 ・ 地域精通度 ・ 技術者の能力 で評価する。 <u>(施工計画は・可・不可 の二段階で評価)</u>	・ 企業 の能力 ・ 地域精通度 ・ 技術者の能力 ・ 施工計画 で評価する。	・ 企業 の能力 ・ 地域精通度 ・ 技術者の能力 ・ 技術提案 で評価する。	・ 技術提案のみ で評価する
配置技術者 ヒアリング の評価方法 (総合評価)	× (実施しない)	(原則実施しない)	(原則実施しない)	(原則実施する)	必須
実施した 場合のみ適用		技術者の施工実績 の評価点にヒアリング 結果を乗ずる。 施工計画は、競争 参加資格にヒアリング 結果を反映させる。 (欠格要件)		技術者の施工実 績及び技術提案(施 工計画)の評価点に ヒアリング結果を乗 ずる。	技術提案の評価 点にヒアリング結果 を乗ずる。

1)チャレンジ型、施工計画重視型は、従来の標準 型を踏襲する。

2)技術提案のヒアリング対象者従来は技術提案のヒアリング対象者は、内容を説明できる者としていたが、配置予定技術者に限定することとする。

3 . 配置予定技術者のヒアリング評価基準

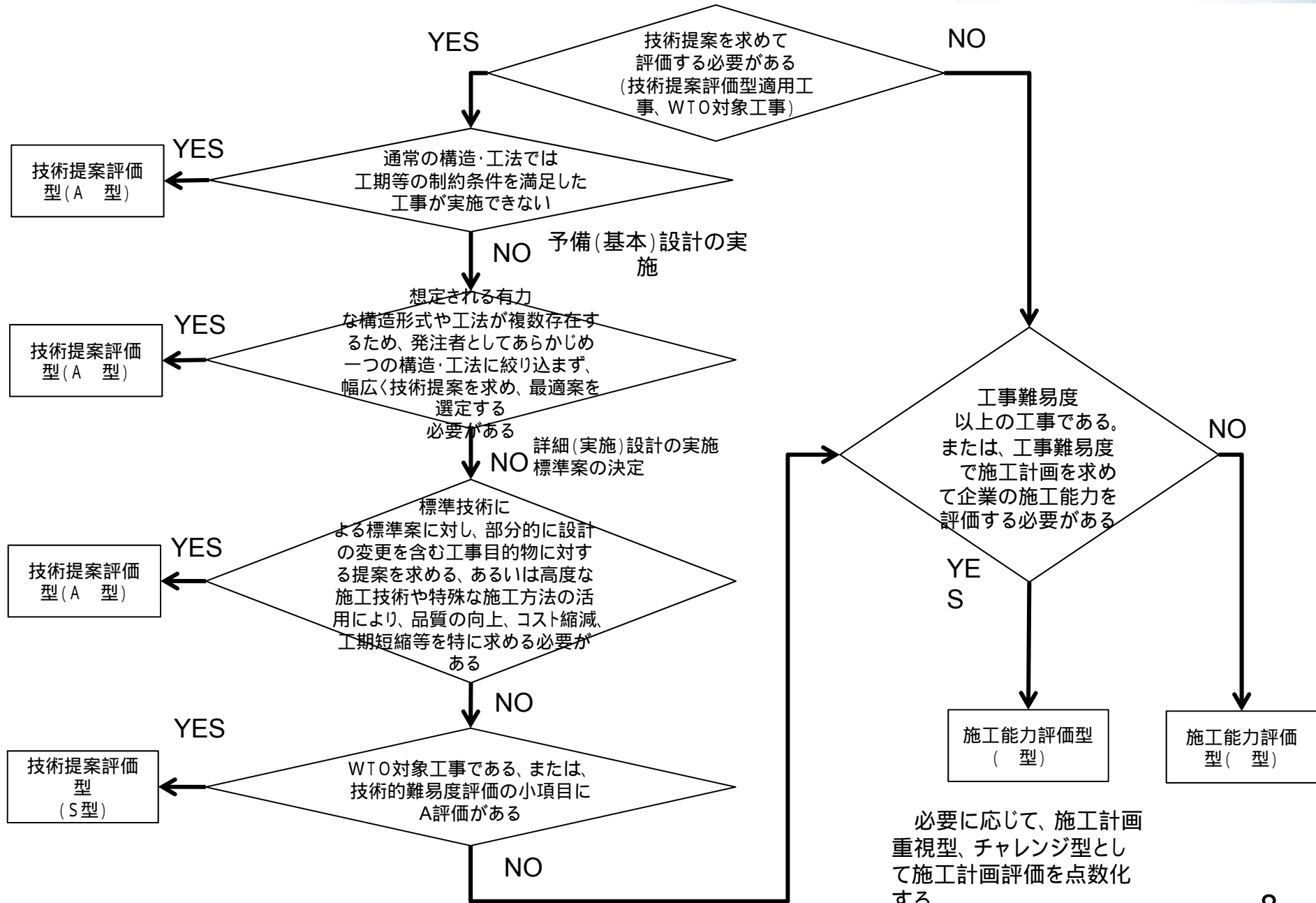
配置予定技術者ヒアリングの評価基準(案)

ヒアリング内容	評価の視点	評価基準	評価方法(評価係数)	
1. 施工計画 (施工能力評価型・I型)	工程管理の適切性	工程表、技術的所見が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)・仕様等をふまえて適切である。	○	・「○」又は「×」で評価する。 (※×の場合は、競争参加資格を認めない。)
		工程表、技術的所見が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)・仕様等をふまえて適切でない。	×	
2. 配置技術者の同種工事実績	・同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係ともに具体的に説明できるかを確認する。 ※①技術者としての役割、②工程管理、③品質管理、④安全管理、⑤関係者との調整、⑥同種実績と当該工事との関係等	・十分な監理能力が確認できる (※説明内容を十分に理解し、説明に疑義が無い)	A評価	・各項目毎に3段階(A評価～C評価)で評価を行い、その合計を5段階評価(係数1.0～0.0)を行う。 ・5段階評価(係数)は原則として以下のよる。 施工実績の 評価点 × $\begin{cases} 1.00 \\ 0.75 \\ 0.50 \\ 0.25 \\ 0.00 \end{cases}$
		・一定の監理能力が期待できる (※説明内容をある程度理解しているが、説明に疑義が残る)	B評価	
		・上記以外 (※説明できない)	C評価	
3. 技術提案 (技術提案評価型)	・技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大現発揮されるために配慮すべき事項が適切に説明できるかを確認する。 ※予定技術者として、①技術提案の理解度(内容及び効果)、②技術提案が効果を発揮するために、施工上配慮すべき事項	・技術提案の内容を十分に理解している。また、内容説明に疑義が無い。 ・技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である。また、工事特性との関連性が十分に説明でき、内容に疑義がない。	A評価	・各項目毎に3段階(A評価～C評価)で評価を行い、その合計を5段階評価(係数1.0～0.0)を行う。 ※技術提案(施工計画)の評価点に係数をかける。 ・5段階評価(係数)は原則として以下のよる。 技術提案(施工計画)の評 価点 × $\begin{cases} 1.00 \\ 0.75 \\ 0.50 \\ 0.25 \\ 0.00 \end{cases}$
		・技術提案の内容をある程度理解しているが、説明内容に疑義が残る。 ・技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項について、工事特性との関連性をある程度説明できるが、疑義が残る。	B評価	
		・上記以外 (※説明できない)	C評価	

注1) 複数の同種工事実績を評価する場合、各々の実績ごとにヒアリングを行い、それぞれの実績に係数を掛ける

2) 技術提案を2テーマ求める場合、各々のテーマごとにヒアリングを行い、それぞれの評価点に係数を掛ける

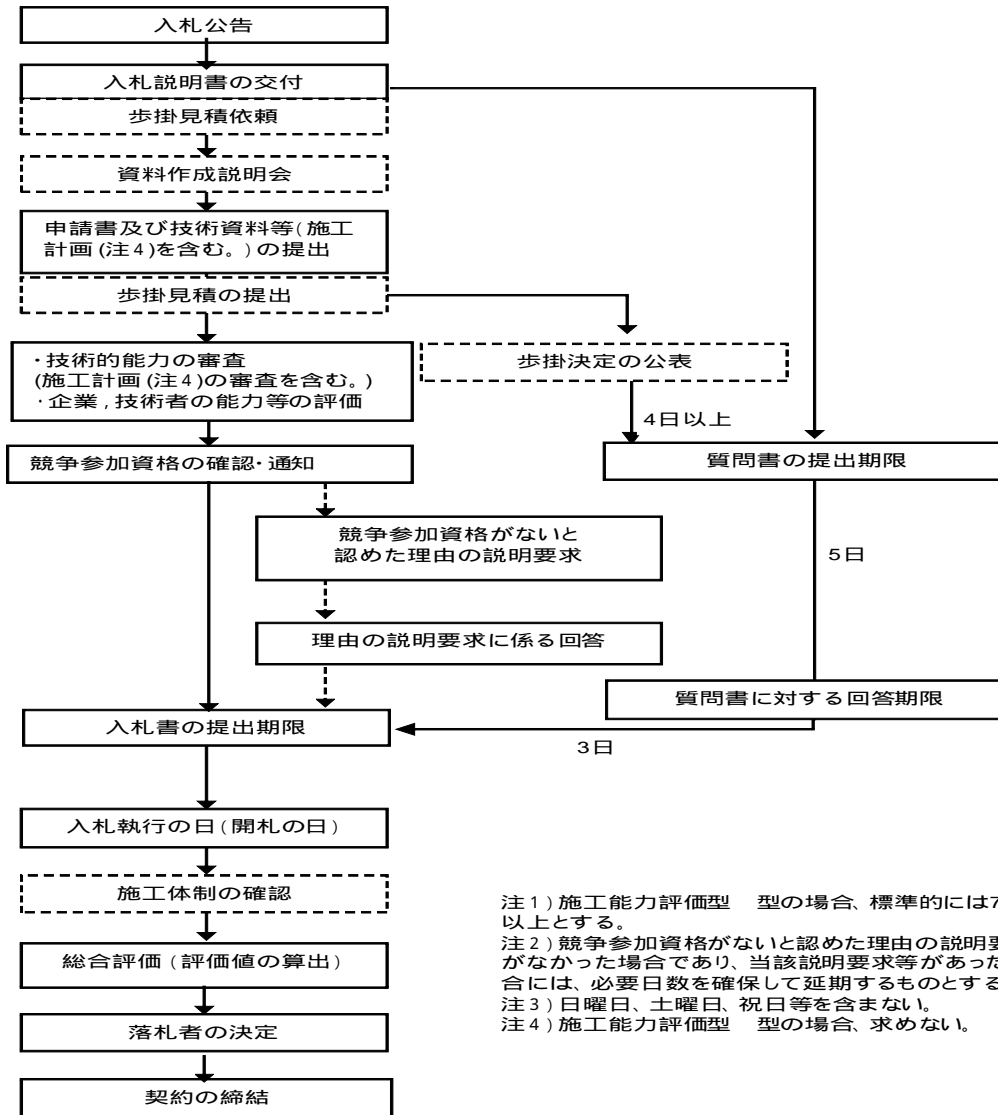
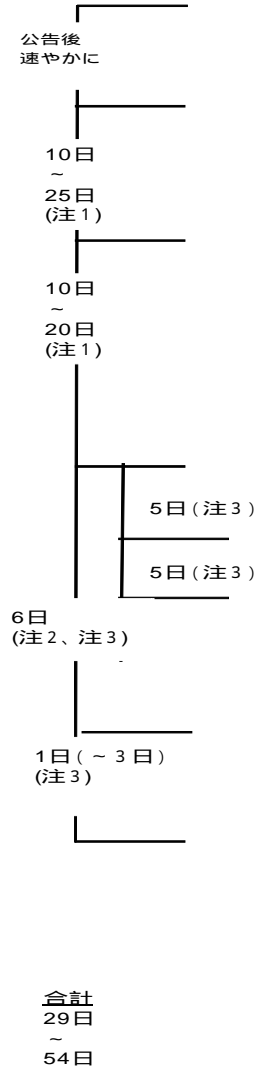
4. 総合評価落札方式のタイプ選定フロー




5. 総合評価方式の手続き

5 - 1. 総合評価方式の手続きの流れ(施工能力評価型の例)

< 標準的日数 >



注1) 施工能力評価型 型の場合、標準的には7日以上とする。
 注2) 競争参加資格がないと認められた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。
 注3) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。
 注4) 施工能力評価型 型の場合、求めない。

 は必要に応じて実施

5 - 2 . 施工能力評価型(型)における施工計画

< 基本事項 >

求める内容

- ・契約後共通仕様書に基づき求める施工計画書に記載すべき事項のうち、**工程表と工程管理に係わる技術的所見について提出を求める。(様式4 - 1)**
- ・**工程管理では確認が困難(維持工事等)な場合に限り、施工上配慮すべき事項について求めてよい。(様式4 - 3)**
- ・**なお、施工計画は、発注者が示す仕様に基づく施工における技術的所見を求めるものであり、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。**

評価基準

- ・**工程表、技術的所見が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)・仕様等をふまえて適切に記述されていれば可とし、求めた事項のうち1つでも不適切であれば不可とする。**

(様式4-1)

[施工計画]

(用紙A4)

工 程 表

工 事 名： ○○○○工事
会 社 名： ○○○○建設

工 種	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
準備																								
後片付け																								

■ 工程管理に係わる技術的所見

- ・参加申込者で技術的所見を 1項目以上記述すること。

※参加申込者が発注者の示す仕様に基づく施工における技術的所見を求め、4. 競争参加資格要件の「施工計画が適正であること。」を判断するものであり、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。

なお、以下に1つでも該当する場合は不合格とする。

- ・現場条件・仕様等を踏まえて、1項目でも工程表、技術的所見の記述が不適切
- ・様式が未提出 ・工事名、会社名に誤りがある
- ・工程表に「入札説明書3. 工事概要」に示す主要工種、準備、後片付けの全てが記載されていない
- ・「工程管理に係わる技術的所見」について記述がない

- 注) 1) 工程表には、「入札説明書3. 工事概要」に示す主要工種、準備、後片付けを全て記載すること。
 2) 「工程管理に係わる技術的所見」については必ず1項目以上記述すること。記述のない場合は不合格とする。
 3) 平成○年○月○日（開札日の翌々日）～平成○年○月下旬までの工期設定とする。
 4) 本様式を含めてA4版、原則2ページ以内（文字の大きさは10.5ポイント以上とする。）に整理するものとする。

(様式4-3)

(用紙A4)

[施工計画]
施工上配慮すべき事項

(工事名：〇〇工事)
会社名：

■施工上の 配慮事項	〇〇〇〇について(参加申込者で記入する。)
---------------	-----------------------

項 目	具 体 的 な 施 工 計 画	
配慮事項の 設定理由	<p>・参加申込者で記述する。 ※本工事の特性を踏まえ施工上配慮すべきと判断する事項について1課題選定し、その技術的所見を5項目以上記述すること</p>	
課題に対する 技術的所見	<p><u>・参加申込者で5項目以上記述する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つの項目には、原則1つの具体的な技術的所見を記述するものとする。 ・提出様式はA4版2ページ以内とする。(補足資料除く) ・記載内容の説明の補足資料として図面等を添付しても良いが、A4版1ページ以内とする。 ・文字の大きさは、原則10.5ポイント以上とする。 <p><u>※参加申込者が発注者の示す仕様に基づく施工における技術的所見を求め、その結果参加資格要件の「施工計画が適正であること」を判断可能なものとする。参加申込者が示す仕様と異なる品質向上対策を求めたものではない。</u></p> <p>なお、以下に1つでも該当する場合は不合格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場条件・仕様等を踏まえて、1項目でも技術的所見の記述が不適切 ・5項目未満(4項目以下) ・様式が未提出 ・提出様式3ページ以上 ・補足資料が2ページ以上 ・技術的所見としての記載が著しく不十分 ・工事名、会社名に誤りがある 	<p>概算金額</p> <p>※提案項目毎に標準施工との比較における差額を記入すること。 (単位：万円)</p>

6 タイプ毎の評価項目及び標準配点等

6 - 1 タイプ毎の評価項目及び標準配点等一覧表

評価項目	評価細目	施工能力評価型 (型)		施工能力評価型 (型)		チャレンジ型		施工計画重視型		技術提案評価型 (S型)[WTO以外]		技術提案評価型 (S型)[WTO]		技術提案評価型 (A型)		備考	
		適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点		
1 企業の能力等	同種工事の施工実績		4.0		4.0		2.5		3.0		3.0						
	工事成績		4.0		4.0				3.0		3.0						
	低入札工事の工事成績		0~8		0~8		0~6		0~6		0~6						
	優良工事表彰		2.0		2.0				1.5		1.5						
	工事事故等		0~4		0~4		0~3		0~3		0~3						
	小計		10.0		10.0		2.5		7.5		7.5						
	地域精通度・貢献度	地域内での拠点の有無		(1.2)		(1.2)		(0.9)		(0.9)		(0.9)					
		近隣地域での施工実績		1.2		1.2		0.9		0.9		0.9					
		不発弾処理対策の実績		(0.8)		(0.8)		(0.6)		(0.6)		(0.6)					
		地元資材の活用率		0.8		0.8		0.6		0.6		0.6					
		災害協定締結の有無		1.2		1.2		0.9		0.9		0.9					
		基幹技能者の活用		0.8		0.8		0.6		0.6		0.6					
		県内業者の下請活用の有無		4.0		4.0		3.0		3.0		3.0					
	小計		10.0		10.0		7.5		7.5		7.5						
1.合計			20.0		20.0		10.0		15.0		15.0		0.0		0.0		
2 技術者の能力等	同種の施工実績		8.0		8.0		4.0		6.0		6.0						
	工事成績		8.0		8.0		5.0		6.0		6.0						
	優秀技術者表彰		3.0		3.0				2.25		2.25						
	継続教育(CPD)の状況		1.0		1.0		1.0		0.75		0.75						
	ヒアリング	配置予定技術者の監理能力										×1.0,0.75,0.5,0.25,0.0					同種の施工実績の点数に乘じる。
		配置予定技術者の技術提案に対する理解度										×1.0,0.75,0.5,0.25,0.0					3 技術提案の点数に乘じる
		技術提案に対する理解度											×1.0,0.75,0.5,0.25,0.0				3 技術提案の点数に乘じる
2.合計			20.0		20.0		10.0		15.0		15.0		0.0		0.0		
3 施工計画	工程管理に係わる技術的所見				可・不可												
	21施工上配慮すべき事項				可・不可											工程管理で判断できない場合に限り設定	
	22施工上の課題に対する技術的所見							1課題の設定	5項目×4点	1課題の設定	5項目×2点					施工計画重視型、チャレンジ型で設定	
	23材料等の品質管理に係わる技術的所見															施工計画重視型、チャレンジ型で設定	
	24安全管理に留意する事項に係わる技術的所見															施工計画重視型、チャレンジ型で設定	
3.合計			0.0		0.0		20.0		10.0		0.0		0.0		0.0		
3 技術提案	総合的なコストの縮減に関する技術提案																
	工事的物の性能、機能の向上に関する技術提案																
	環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案																
3 技術提案	総合的なコストの低減に関する技術提案																
	定性評価																
		定量評価(数値提案)															
	技術提案に係る具体的な施工計画																
		工事的物の性能、機能の向上に関する技術提案															
	技術提案の提案値																
		技術提案に係る具体的な施工計画															
	社会的要請への対応に関する技術提案																
技術提案の提案値																	
技術提案に係る具体的な施工計画																	
3.合計			0.0		0.0		0.0		0.0		30.0		60.0		70.0		
			40点		40点		40点		40点		60点		60点		70点		

は評価してよい項目、 は積極的に評価する項目、 は原則必須項目

評価の担保(施工計画又は技術提案の不履行時における工事成績表定数の減点)

1企業の能力等	地域精通度・貢献度	地元資材の活用率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
	地域精通度・貢献度	基幹技能者の活用	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
		県内業者の下請活用の有無	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0						
3 施工計画			1項目×1点 最大1点	1.0	1項目×4点 最大4点	4.0	1項目×2点 最大2点	2.0							
3 技術提案									1項目×6点 最大6点	12.0	1項目×6点 最大6点	24.0	1項目×7点 最大7点	28.0	

評価結果の通知及び問い合わせ

履行義務項目等の通知	問い合わせの制度なし	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
技術提案等の採否に関する詳細な通知の対象		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
評価結果通知に関する問い合わせ対象		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

7. オーバースペック対策について

オーバースペック対策として、入札説明書へオーバースペック事例集のHPアドレス掲載に加え、様式に**提案に要する費用欄**を設けることでオーバースペックの抑止効果(及び判断材料)を図るとともに、**配合等の標準案を変更する提案を認めない**ことを条件明示することとする。

また、過度なコスト負担を要する提案(オーバースペック)の場合には、過度なコスト負担を要しない提案より『優位な評価としない』こととしていたが、今後は『過度なコスト負担を要する提案(オーバースペック)は認めない』こととする。

(様式4-2) 参考4. 参加資格確認申請様式集 (用紙A4)

[施工計画] 施工上の課題に対する技術的所見

(工事名: ○○工事)
会社名:

■施工上の課題	○○対策について	
項目	具体的な施工計画	
施工上の課題の概要		
	・参加申込者で記入する。 ※記載は最大5項目までとし、6項目以上は評価の対象としない。 なお、1つの項目には、1つの具体的な提案内容を記載するものとし、1つの項目の中に複数の提案内容を記載した場合はその項目は評価しないものとする。ただし、目的を1つとし密接に関連した一連の提案については評価する場合がある。 (評価例参照) また、資料はA4版2ページ以内にまとめるものとし、3ページ以上の場合は、3ページ目以降は評価しない。	概算金額 ※提案項目毎に標準施工との比較における差額を記入すること。 (単位:万円)
課題に対する技術的所見	※記載内容の説明の補足として図面等を添付しても良いが、A4版1枚以内(文字の大きさは10.5ポイント以上)とする。	

様式に費用欄を追加

8. 「近隣地域での施工実績」における証明書類の簡素化について

近隣地域での施工実績(工事名)が、当該年度の当該事務所において全く同じ内容で提出されている場合には、提案者が実績申請書を添付することにより、証明書類(工事カルテ、契約書等)を省略することができることとする。

(様式5-1) 近隣地域(沖縄県内)での施工実績 (用紙A4)

【〇〇件申請】

工事名：平成〇〇年度〇〇〇〇
会社名：〇〇〇〇

1/〇〇	工事名	CORINS登録 有・無 (CORINS番号)
工	施工場所	(都道府県・市町村名)
事	契約金額	百万円
名	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
称	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率%) (オーナー又はサブ)
2/〇〇	工事名	
工	施工場所	
事	契約金額	上記に同じ
名	工期	
称	受注形態等	
3/〇〇	工事名	
工	施工場所	
事	契約金額	上記に同じ
名	工期	
称	受注形態等	
4/〇〇	工事名	
工	施工場所	
事	契約金額	上記に同じ
名	工期	
称	受注形態等	
5/〇〇	工事名	
工	施工場所	
事	契約金額	上記に同じ
名	工期	
称	受注形態等	

注) 1) 過去3年度間(平成21・22・23年度の完成工事)に沖縄県内で着工した金額が百万円以上の土木建設工事(建築関係工事は除く)の総額を記載する。尚経費開別の考え方は企業の実績に準ずる。ただし、民間及び事業者が工事の施工実績は認めない。
申請件数は15件を上限とし、本様式を複写して添付すること。
2) 記載する工事をCORINSに登録している場合は、竣工工事カルテ受領書【備のあ】又は工事カルテ(一般データ)又は登録内容確認書等の写しを添付すること。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、出資比率が確認出来る資料を添付すること。
3) 記載する工事をCORINSに登録していない場合又はCORINSに登録されているが内容が企業の実績の記載ができない場合は、契約書の写し等、工事内容(実績)が証明ができる資料等の写しを本様式に添付すること。

5) なお、当該工事への申請内容が、当該年度において既に当該事務所に提出された「様式5-1:近隣地域での施工実績」と同じ申請内容の場合、「様式5-1-1:実績申請書」を添付することにより、証明書類(工事カルテ、契約書等)を省略することができる。

(様式5-1-1) (用紙 A4)

「近隣地域での施工実績」実績申請書(案)

工事名：平成〇〇年度〇〇〇〇工事
会社名：〇〇〇〇

沖縄総合事務局〇〇〇〇事務所に発注する総合評価落札方式の通用工事における、競争参加確認申請項目のうち「近隣地域(沖縄県内)での施工実績」について、下記の通り実績を申請します。

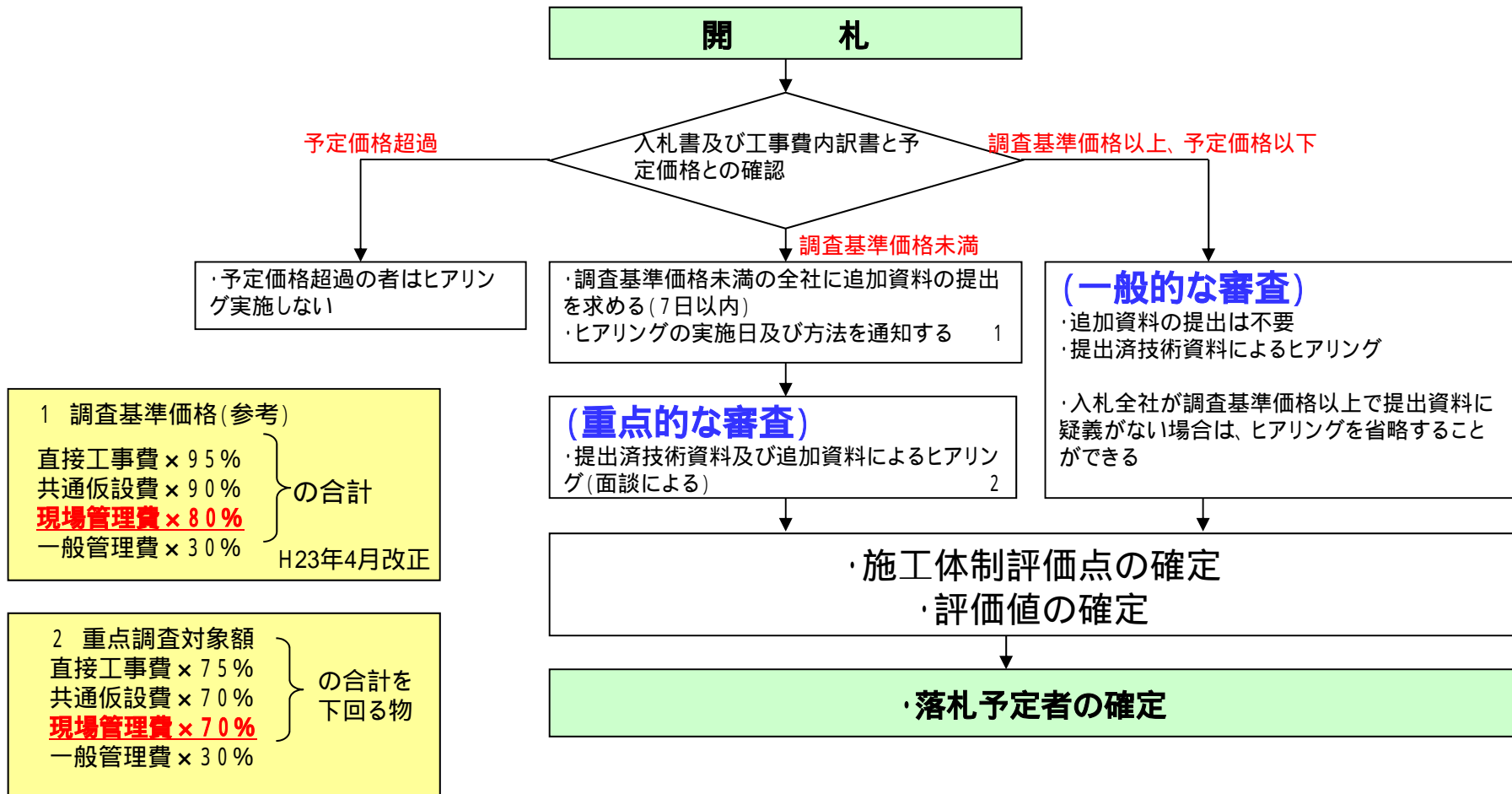
記

申請対象工事名	平成25年度 〇〇〇〇〇〇〇〇工事 ※当該年度において既に当該事務所に提出した工事名を記載すること。
申請内容	過去3年度間(平成22・23・24年度の完成工事)の近隣地域(沖縄県内)の土木工事の実績(建築工事・民間及び米軍工事は除く)
申請件数	〇〇件
備考	

注) 1) 「実績証明書」は競争参加資格確認申請を行う際、「(申請様式5-1)近隣地域(沖縄県内)での施工実績」に添付すること。
2) 「実績申請書」により申請する際には、工事カルテ又は登録内容確認書等、工事内容(実績)を証明する資料を添付する必要はありません。
ただし、「(申請様式5-1)近隣地域(沖縄県内)での施工実績」の提出は必須です。
3) 「(申請様式5-1)近隣地域(沖縄県内)での施工実績」が添付されていない場合は、実績無しと評価する。
4) 証明内容(証明件数)の変更を行う際には、次回競争参加資格確認申請工事の入札説明書に基づき新たに申請を行うこと。
5) 本実績申請書は、当該年度間における当事務所の案件に限り有効とする。

9. 施工体制確認について

「施工体制確認」とは、品質確保のための体制その他施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等(仕様書・図面を含む)に記載された**要求内容(当該工事)を確実に施工できるかどうかを審査・評価**する方式のことである。(発注規模が1,000万円以上が対象)



施工体制確認型総合評価落札方式の考え方のイメージ図(評価点の付与)

1) 施工体制評価点

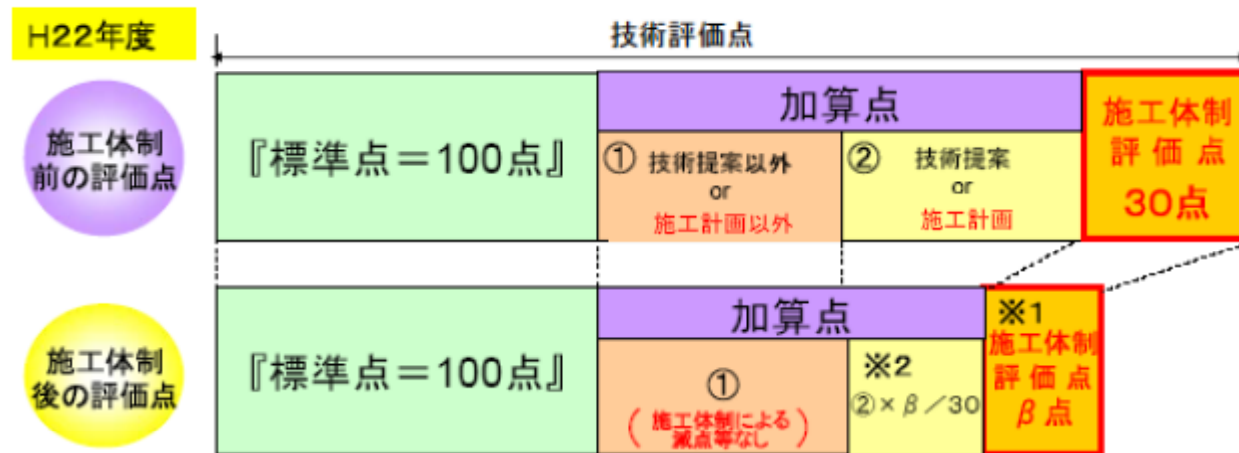
施工体制評価点は**30点満点**とし、「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の确实性」の評価項目毎に各15点を配点する。それぞれの評価項目毎に評価(15点/5点/0点)

2) 加算点に係わる确实性の評価(見直し加算点)

技術提案、施工計画に係わる加算点を対象とし、施工体制評価点の割合を乗じた点数とする。

見直し加算点 = 加算点 + 加算点 × (貴社の施工体制評価点 / 施工体制評価点の満点)

- ・加算点 = 企業の基礎技術力(施工計画を除く) + 企業の信頼性・社会性 + 地域課題への対応
- ・加算点 = 施工計画・技術提案



※1. **施工体制評価点**は、「要求要件を実現できる确实性の高さに対して付与される」。評価項目は、「品質確保の実効性」と「施工体制の确实性」の2項目。満点は30点。それぞれの評価項目毎に段階で評価(15点/5点/0点)。

※2. **施工体制評価後の技術提案に対する加算点**は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{※1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(β/30)を乗じた点数・・・(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点 × β/30

注1) 技術提案及び簡易な施工計画に対する加算点

10. 評価結果の通知等について

10-1. 技術提案の評価結果の通知等

1. 技術提案評価型S型を対象として、各入札参加者から提出された技術提案の評価結果(加点の有無等)を当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知することとする。
2. 標準案と同程度と評価された提案項目については、履行時に受発注者間の協議を経て提案項目と標準案のどちらかでの施工を選択できることとする。
3. 履行時選択制導入にあたり、施工計画重視型及びチャレンジ型は評価結果を通知する必要があることから、「技術提案の評価結果通知」に代えて「履行義務項目等の通知」を行うこととするが、「履行義務項目等の通知」には、通知内容に関する問い合わせの制度は適用しない。

評価結果の通知及び問い合わせ

評価項目	施工能力評価型 (型)		施工能力評価型 (型)		チャレンジ型		施工計画重視型		技術提案評価型 (S型) [WTO以外]		技術提案評価型 (S型) [WTO]		技術提案評価型 (A型)		備考
	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	
履行義務項目等の通知 通知のみ問い合わせ には対応しない		×		×						×		×		×	
技術提案等の採否に関する 詳細な通知の対象		×		×		×		×						×	
評価結果通知に関する 問い合わせ対象		×		×		×		×						×	

10 - 2 . 工事の総合評価落札方式における技術提案の評価結果の通知

技術審査表(公表資料) 公表済

ランク	評価項目	加算点1					...	加算点計
		(1)技術提案(施工計画)						
	評価の視点	施工上の課題に対する技術的所見	<(1)>			...	(最大50点)	
			得点合計		加算点1=			
業者名	10点	10点	貴社の得点計	設定総得点	20点	...	加算点(1+2+3+4)	
B (株)〇〇〇〇	10.0	###	20.0	20.0	20.0	...	38.0	
B (株)〇〇〇〇	5.0	###	15.0	20.0	15.0	...	29.0	
B (株)〇〇〇〇	5.0	###	15.0	20.0	15.0	...	31.0	
B (株)〇〇〇〇	10.0	###	20.0	20.0	20.0	...	40.0	
						...		
						...		

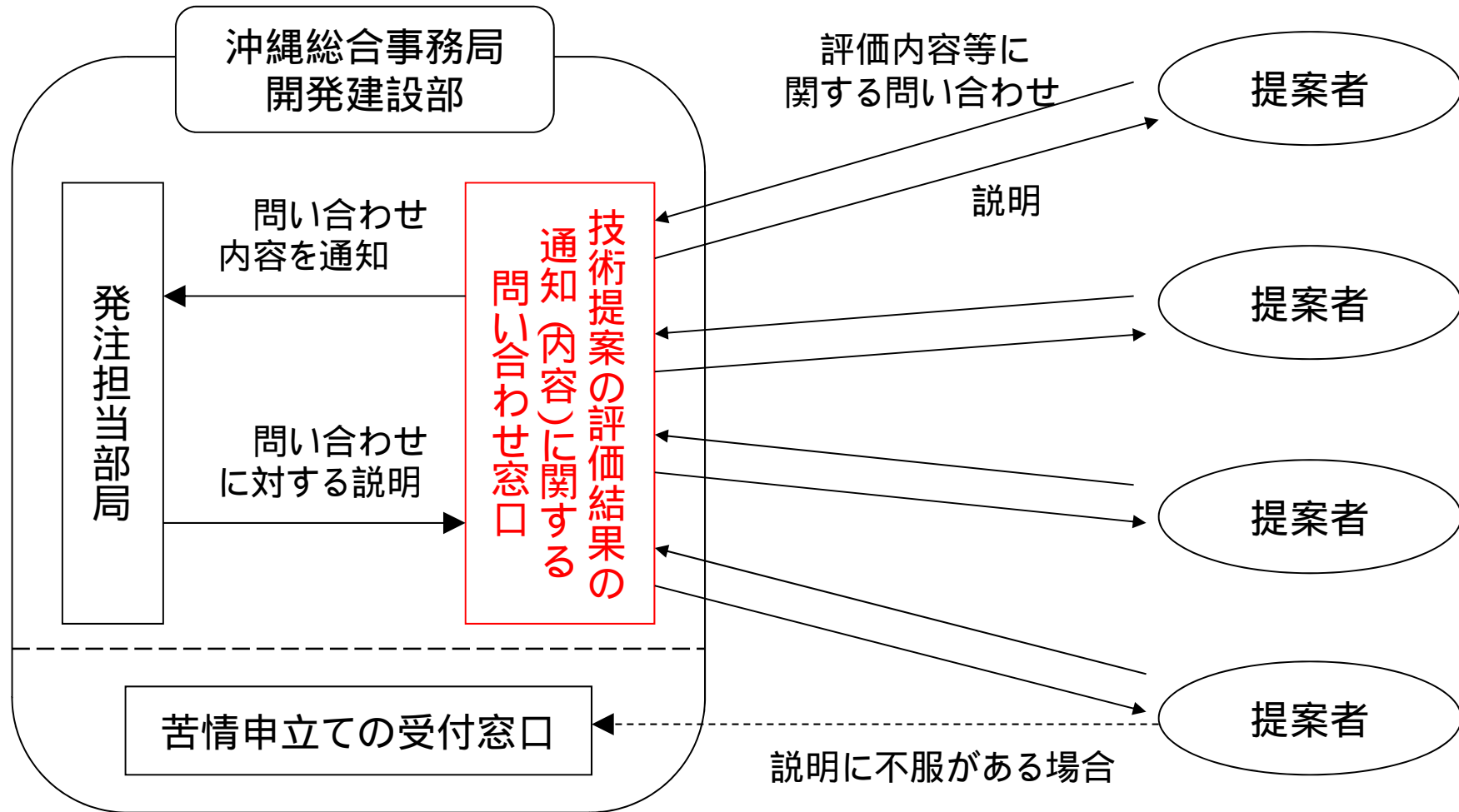
【具体的な評価内容の通知例】

- (評価) : 加算点を付与する対象となる項目。(実施義務あり)
- : 加算点を付与する対象とならない項目。(提案項目又は標準案での実施義務あり)
 - : 加算点を付与する対象とならない項目(提案項目又は標準案での実施義務あり。但し、要協議のうち標準案との効果の差が不明な項目。)
 - × : 技術提案として認められない項目。(実施してはならない)

A社技術提案	評価の内容
(1) 工事搬入路の市道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地域に対し、工事説明を行う	-
(2) 工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する (理由: 土堰堤を設置する場所は、民地のため実施してはならない)	×
(3) 本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄水等を集水し再利用を行う	-
(4) ミキサーへのセメント投入時による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	
(5) 地盤改良工においてはダンプトラック等の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	

10 - 3 . 問い合わせ窓口の設置

技術提案の評価結果の通知に対して問い合わせ窓口を設置する



注意

本資料は基本的な考え方を示した
ものであり、詳細については個別案
件毎の入札説明書を熟読されたい